

徳島県規則第二十九号

徳島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県みつばち転飼条例施行規則（平成十三年徳島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

みつばち転飼許可申請書				
徳島県知事 殿			年 月 日	
		申請者	住所 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 電話番号	
次のとおり転飼の許可を受けたいので、徳島県みつばち転飼条例第 4 条の規定により申請します。				
転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大計画 ほう群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地及び号並びに必要に応じて緯度及び経度）を記入すること。また、転飼場所附近の見取図を添付すること。
- 3 次に掲げる事項について十分に内容を確認の上、申請すること。
 - (1) ほう群の配置調整、みつばちの防疫、農薬被害の防止その他の養ほうの振興（以下「養ほうの振興」という。）に必要な範囲内において、記載された個人情報を利用することがある。
 - (2) 次に掲げる場合に、養ほうの振興に必要な範囲内において、記載された個人情報を第三者に提供することがある。
 - イ 法令に基づく場合又は市町村及び他の都道府県に提供する場合
 - ロ 県の管理監督の下、みつばち飼育者、関係機関等の協力が必要な場合（本人の同意がある場合に限る。）

様式第二号中

は
う
群
券

を

最
大
計
画
は
う
群
券

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の徳島県みつばち転飼条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第一号によるみつばち転飼許可申請書は、改正後の徳島県みつばち転飼条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第一号によるみつばち転飼許可申請書とみなす。
- 3 この規則の施行前に交付された旧規則様式第二号によるみつばち転飼許可証は、新規則様式第二号によるみつばち転飼許可証とみなす。
- 4 新規則様式第一号に相当する旧規則様式第一号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。